

平成25年度施策に関する事後評価書（案）  
（修正箇所）

# 平成26年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				
施策の概要	既にその影響が顕在化しつつある、人類共通の課題である地球温暖化対策の解決のため、世界で共有されている、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えるという目標を視野に入れ、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。				
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	704 793	710 797	1,385
		補正予算(b)	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)
		合計(a+b+c)	499 829	704 793	(※記入は任意)
	執行額(百万円)	455 783	609 684	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>				

測定指標	温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	62年	
		-	12億600万	12億5,600万	13億700万	13億4,300万	-	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
		-	LCS-RNet立ち上げ	年次会合(ベルリン)	年次会合(パリ)	年次会合(オックスフォード)	年次会合(横浜)	-	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	研究成果の国際科学雑誌での発表	成果のとりまとめと国内外向けの発信・アジアへの展開	/	○
	気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
-		温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	「気候変動適応の方向性」の策定	「適応への挑戦2012」の作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	気候変動影響評価等小委員会による審議	政府全体の適応計画の策定	○	
年度ごとの目標	/	-	-	-	「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」作成	気候変動影響評価等小委員会による審議	/		

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p><b>&lt;温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)&gt;</b>      ○2050年80%削減の達成に向けては、再生可能エネルギーの導入加速化、大幅な省エネの推進を図るとともに、これを支える技術開発や金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進等が必要である。この方針の下、以下の施策を行い進展が見られた。      ・再生可能エネルギーの導入加速化      「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」に基づき、再生可能エネルギーに関する体系的な施策を戦略的に実施することにより、自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築に向けた取組を本格的に開始した。      ・大幅な省エネの推進      国内外で先進的な低炭素技術の開発・導入・普及を強力に推進するため、本年3月に「L2-Tech・JAPANイニシアティブ」を打ち出した。      ・金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進等      「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」に基づき、国の資金支援により、金融メカニズムを活用しつつ、低炭素投資の促進・市場創出を図った。</p> <p><b>&lt;気候変動影響評価、適応策の推進&gt;</b>      ○地球温暖化対策としては、中長期的には、上記の排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠である。このため、平成27年夏頃を目途に策定する政府全体の適応計画の策定に向けて、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本に与える影響について審議を行い、平成26年3月に中間報告を取りまとめた。</p> <p><b>&lt;世界全体での低炭素社会の構築推進&gt;</b>      ○世界全体での低炭素社会推進のため平成21年に設立した低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)は、アジアをはじめとした途上国の取組が重要であるとの認識から平成24年には低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)を立ち上げ、アジアでの活動も強化し、それぞれ科学的知見を政策立案のために提供してきた。これらにより、アジアの低炭素化に貢献した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p><b>&lt;地球温暖化に対する認識と対策の方向性&gt;</b>      ○IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書において、現在すでに温暖化の影響が広範囲に観測されていることが示されるとともに、気候の変動性に対する生態系や人間システムの著しい脆弱性や曝露を明らかにしている。      ○また、環境省においても、IPCCが使用したシナリオに基づき、日本国内における気候変動予測を行った結果、非常に高い排出が続くシナリオでは、現在と比べ今世紀末頃には、年平均気温が平均4.4℃上昇、真夏日の年間日数が平均52.6日増加するなど、深刻な影響をもたらす可能性を示唆した。      ○こうしたIPCC等の警鐘を踏まえ、国際的には、温室効果ガスの2050年世界半減、先進国80%削減、気候変動リスクの低減に向け、全ての国が参加する公平かつ実効的な2020年以降の法的枠組み構築に貢献するとともに、国内においては、緩和策と適応策を対策の両輪として、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入加速化、政府全体の適応計画の策定を急ぐ必要がある。</p> <p><b>&lt;近年の施策の分析&gt;</b>      ○平成22年度以降、東日本大震災を契機とした火力発電の増加による3年連続で温室効果ガス排出量は増加した。今後、2050年80%削減の達成に向け、上記の再生可能エネルギーの導入加速化等の施策を引き続き強力に推進する。      ○世界全体での低炭素社会の構築のために、LCS-RNetは設立以来毎年年次会合を行い、知見の集積を行っているほか、平成25年度にはその成果を取りまとめた学術雑誌の特集号を刊行し、IPCC第5次評価報告書に貢献した。また、アジアでのLoCARNetは要望が強くあったため、当初予定を前倒して平成24年に設立した。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>&lt;温室効果ガスの排出削減(緩和策)&gt;</b>      ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされている。      ○これに先立つ中期的な目標として、2020年以降の世界全体の温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組みが平成27年末のCOP21において合意される見通しである。我が国の2020年以降の削減目標については、各国の動向やエネルギー政策の検討状況を踏まえつつ、来春までに提出することを念頭において、検討を進める。<b>その結果を踏まえて目標値の追加についても検討する。</b></p>

＜気候変動影響評価、適応策の推進＞

○平成26年度は、引き続き気候変動が日本に与える影響に関する情報収集と整理を進め、平成27年2月頃を目途に意見具申として取りまとめていく。また、意見具申や、関係各省における適応策の検討を踏まえ、平成27年夏を目途に政府全体の適応計画を策定するよう引き続き取り組んでいく。政府全体の適応計画策定後は、計画を着実に推進していくためのPDCAサイクルを構築し、進捗管理や定期的な計画の見直しを進めていく。また、地方公共団体における適応計画策定を推進していく。こうした適応計画策定等の状況を踏まえ、次年度以降、施策の達成状況を把握できる、より適切な測定指標・目標値のあり方について検討する。

○また、アジア太平洋地域での適応能力強化のためAPANの活動を引き続き支援しつつ、世界適応ネットワーク(GAN)への貢献を進める。

＜世界全体での低炭素社会の構築推進＞

○LCS-RNet及びLoCARNetによる活動の成果を踏まえ、次期は実効性のある緩和策と適応策の検討を行う世界的な専門家ネットワーク(CCR-LCSNet)活動を行う。

学識経験を有する者の知見の活用

・中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本に与える影響について審議を進め、政府全体の適応計画策定に向け、平成26年3月に中間報告を取りまとめた。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

IPCC第5次評価報告書

担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	--	----------	-------

# 平成26年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進する。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減を達成する。なお、この目標は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	27218 23972	41203 37891	79588 67784	99292 99332
		補正予算(b)	74023 0	0 10150	0-1780	0
		繰越し等(c)	△453 ▲247	0 ▲13607	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	100789 23725	41203 34434	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	84680 16539	27172 29850	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		12億300万	10億7,500万	11億2,300万	11億7,300万	12億800万	-	12億800万	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		1億2,700万	1億900万	1億900万	1億800万	1億800万	-	1億1,000万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		2,200万	2,170万	2,350万	2,510万	2,730万	-	4,600万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>国内における温室効果ガスの排出抑制のため、以下の施策に取り組み、進捗が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年度の温室効果ガス総排出量は、平成26年5月に確定値を公表する予定。</li> <li>○京都議定書第一約束期間以降も切れ目なく地球温暖化対策に取り組み、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による「地球温暖化対策計画」の策定等の措置を規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年5月に成立し、公布・施行(一部を除く)された。</li> <li>○「当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)」を踏まえ、地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、同計画に位置づける対策・施策の検討を行った。</li> <li>○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明し、その後国連気候変動枠組条約事務局に登録した。この目標は、原子力発電の活用のあるあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標(注)であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。また、本目標の達成に向けた対策・施策を含む「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」を平成25年12月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した。</li> </ul> <p>(注)測定指標における「目標値」について          ・「エネルギー起源二酸化炭素の排出量」：我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出原単位を用いて試算。          ・「代替フロン等3ガスの排出量」：平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施しなかった場合に比べ9.7～15.6百万トン-CO2と見込まれている。</p> <p>(参考：京都議定書第一約束期間の達成状況)          我が国における京都議定書第一約束期間中(平成20年度～平成24年度)の5カ年平均の総排出量は、12億7,800万トンであり、基準年比で1.4%の増加となった。これに参入可能な森林吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、5カ年平均で、基準年比-8.4%となり、京都議定書第一約束における目標である6%削減は達成することとなる。</p>

評価結果	施策の分析	<p>○2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減とすることとした。本目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。</p> <p><b>○3.8%減の内訳は、森林吸収量について2005年度比で2.8%以上の吸収量の確保を目指すとともに、エネルギー効率をさらに20%改善する省エネ努力の実施、再生可能エネルギーの導入拡大、フロン対策の強化、二国間クレジット制度などを総合的に進めることにより実現を目指すものである。</b></p> <p>○新たな地球温暖化対策計画については、確定的な目標を設定する際に策定することとしており、同計画の策定までの間については、「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとしている。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  ○エネルギー政策及びエネルギーミックスの検討状況を踏まえ、2020年度の確定的な削減目標を設定するとともに、地球温暖化対策計画を策定する。  ○再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められるため、「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」、「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」等に基づき、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組が推進されるようにしていくことが必要。再生可能エネルギーについては、上記プログラムに基づき、蓄電池による風力等の出力変動を緩和する実証や我が国初の浮体式洋上風力発電の実証などの多面的な支援を行うことにより、自立分散型エネルギー社会の構築を早急に図る。</p> <p><b>【目標及び測定指標】</b>  ○3.8%減の内訳を踏まえると、温室効果ガスの排出抑制等の対策(緩和策)については、森林吸収源対策、海外からのクレジットの活用を含めた総合的に評価することが必要である。一方、地球温暖化対策としては、緩和策とともに気候変動影響への適応策が重要である。  ○こうした観点から、今後の政策評価に当たっては、地球温暖化対策計画や適応計画の策定状況等を踏まえつつ、例えば、「目標1-2」、「目標1-3」、「目標1-4」の統合、新たな目標として「適応策」を加えるなど、地球温暖化対策推進の施策体系の見直し等について検討する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	--	----------	-------

# 平成26年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-③)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	23	23	33
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	29	23	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	28	22	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガスの吸収量(CO <sub>2</sub> 換算トン) ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上することとしている点に注意。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		-	4,700万	4,950万	5,160万	5,280万	-	約3,800万	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	年度	22年度	24年度	25年度	-		
							-		
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明した。そのうち、森林吸収源については、必要な対策・施策を持続的に実施することにより、約2.8%の確保を目標とすることとした。  ○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のあり方等について、学識者の意見を聴取した。ここでとりまとめられた成果は、国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用された。  (参考:京都議定書第一約束期間の達成状況) 森林吸収量は第一約束期間(2008~2012年度)の5カ年平均で4,870万トンとなり、目標とする吸収量(4,767万トン)を達成した(ただし、今後データの修正、算定方法の見直し等により、値が変更される場合がある)。
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上するため、必要なデータの収集や検討、修正を行う。また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。さらに、気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	第一約束期間における森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	26年6月
-------	----------------	--------------------	----------	-------

# 平成26年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-④)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GISやCDMを活用し、平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算トン)の累積量を約1億トン取得する。</li> <li>・二国間クレジット制度の本格導入を行うべく、国内の関連制度の整備や国際的な位置づけの確保に向けたロードマップを早急に策定する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	12,090	11380 7766	10532 9949	11,186
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	103 ▲2339	0 3031	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	12194 9751	7325 10797	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	8738 8894	7624-7325	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
クレジット取得量(CO2換算トン)	-	4,498.2万	3,380.8万	765.5万	406.0万	383.9万	(18年度から25年度までの累積量)約1億	○
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定。平成20年3月全部改定)において、国内対策に最大限努力してもなお京都議定書第1約束期間の約束達成に不足すると見込まれる差分(基準年総排出量比1.6%)については、「補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要」とされており、環境省及び経済産業省は、平成18年度からNEDOに政府のクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を行い、平成26年4月1日現在、日本政府口座への総移転量は、9,749.3万トン(二酸化炭素換算)となり、政府目標の約1億トン(二酸化炭素換算)をほぼ達成した。
	施策の分析	京都メカニズムクレジット取得事業は、目標を達成するために直接必要な手段である。目標年度までに当該事業は目標を達成しており、効果的に実施された。
	次期目標等への反映の方向性	○我が国は京都議定書第二約束期間には参加していない。したがって、現在京都メカニズムクレジットの購入は行っていない。 ○今後は、途上国への優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、実現した温室効果ガスの排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(JCM)を推進する。具体的には、平成25年11月に発表した「攻めの地球温暖化外交戦略」に基づき、2016年度までにJCM署名国を16か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速していくとともに、プロジェクト実証や設備補助事業の積極的な推進、JICA等が支援するプロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の設置・活用等に取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室	作成責任者名 (※記入は任意)	川上 毅	政策評価実施時期	26年6月
-------	-------------------	--------------------	------	----------	-------



# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-27)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</li> <li>化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,521	5,281	4,615	5,304
		補正予算(b)	1,581	2,092	977	
		繰越し等(c)	(1,595)	(696)	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	5,507	6,677	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	5,167	5,860	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
① 環境リスク初期評価実施物質数	年度	-	23	21	19	23	14	○
	年度ごとの目標値	-	-	19	19	14	-	
	基準値	-	-	19	19	14	-	
② 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	年度	-	103(129%)	95(119%)	98(122%)	86(108%)	53(66%)	×
	年度ごとの目標値	-	80	80	80	80	80(100%)	
	基準値	-	80	80	80	80	80	
③ 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	年度	-	27	40	63	85	107	○
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	基準値	-	-	-	-	-	-	
④ 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)(人)	年度	-	-	30626	64572	101106	100000	○
	年度ごとの目標値	-	-	33000	68000	100000	-	
	基準値	-	-	33000	68000	100000	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>①環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標としていた14物質について環境リスク初期評価をとりまとめ、公表した。</p> <p>②化学物質環境実態調査では、24年度達成率が108%であったが、25年度67%と目標に達しなかった。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010 —」(EXTEND2010)で設定した目標を超過達成した。</p> <p>④「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、基本計画に基づき、調査実施主体となるコアセンター、メディカルサポートセンター、全国15地域のユニットセンターにおいて調査実施体制を整備し、平成23年1月末から平成26年3月末までを参加者の募集・登録期間としており、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>①環境リスク初期評価については、平成9年度から平成25年度までに316物質について評価をとりまとめ、公表している。調査内容や対象物質数の見直しなどにより、調査の信頼性の確保を前提としつつ効率的な実施に努めている。</p> <p>②化学物質環境実態調査の結果については、それぞれの化学物質について調査要望を出していた関係課室にフィードバックし、それぞれの施策に活用された。昭和49年度から平成24年度までに1,236物質について調査を実施した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用に関しては、試験法の開発や試験の実施を行っており、着実にリスク評価を進めている。</p> <p>④エコチル調査については、平成26年3月末で参加者の募集を終了したため、今後は質問票による追跡調査等を本格化する。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①環境リスク初期評価については、情報の収集・検討状況も踏まえ、平成26年度は14物質程度を目標とする。</p> <p>②今後も引き続き関係課室から要望があった化学物質の環境実態調査を行っていく。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の策定から約5年が経過しており、これまでの成果を踏まえた今後の計画(EXTEND2015(仮称))を策定した上で、検討をすすめていく。</p> <p>④エコチル調査を効率的・効果的に実施するためにも、質問票による追跡調査の追跡率を引き続き維持する必要がある。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。</p> <p>②化学物質対策に係る各種施策を行う上で、規制物質の評価時に必要となる基礎データを提供できるよう、今後も引き続き化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数を指標とする。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の中で定めた目標であるため、新たな計画が策定されるまで引き続き本指標を用いる。</p> <p>④エコチル調査については、平成26年3月に目標参加者登録数である10万人に達したため、今後は対象の方々に対して追跡調査を行い、その率を測定指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>②中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映することとしている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>化学物質の環境リスク評価(第12巻) 平成25年度版「化学物質と環境」 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------	--------------------	--	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-6-2)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化審法に基づき、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。					
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、安全性評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法、PRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	618	520	650	711
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	92	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	710	520	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	696	504	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	◎
		-	-	-	37	22	61	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	40	-	
	②ダイオキシン類の1日摂取量 (pg-TEQ/kg/日) (基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		0.85	0.83	0.85	0.69	0.7	4		
		年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4	
	③PRTR対象物質の環境への総排出量 (継続物質:単位トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-
		-	435,263	421,504	398,145	375,897	-	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-	
	-	41	37	29	25	28	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は40物質を上回っており、目標を達成した。ダイオキシン類の1日摂取量は耐容1日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②化学物質の人へのばく露モニタリング調査については、分析対象物質の見直し等により、調査の信頼性の確保を前提としつつ効率的な実施に努めている。 ③PRTR制度については、着実に集計・公表している。なお、対象物質の環境への排出量は経年的には減少傾向にある。 ④化学物質アドバイザーについては、要請に基づいて派遣しているが、近年減少傾向にある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価を着実に進めていくとともに、事業者による自主的な化学物質管理を促進するために、引き続き着実にPRTRデータを集計・公表・活用していく。 【測定指標】 ①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスの付与を実施していく。 ②ダイオキシン類の1日摂取量は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)第6条で規定されている。 ③PRTR対象物質の環境への総排出量: 引き続き着実にPRTRデータを集計・公表していく。 ④化学物質アドバイザーの派遣数: 化学物質アドバイザー派遣の要請元は、業界団体、地方公共団体等であるが、今後、周知対象を拡大すること等により本制度の一層の周知に努め、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援していく。

学識経験を有する者の知見の活用	届出外排出量推計におけるデータ解析及び信頼性の検証のために「PRTR非点源排出量推計方法検討会」における専門家等の助言等を踏まえた検討結果を施策に反映 「ダイオキシン類をはじめとする人への化学物質の蓄積量調査検討会」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度PRTRデータの概要(平成26年3月公表) 平成24年度PRTR届出外排出量の推計方法の概要(平成26年3月公表)
---------------------------	--

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省YY-①)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ検査の実施を支援する。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	1,900	1,410	2,309
		補正予算(b)	-	0	▲ 350	0
		繰越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	-	1,900	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	-	1,100	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針					

測定指標	被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	健康影響に関する調査研究の実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度ごとの目標	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度		
安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
年度ごとの目標	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度		

被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況: 事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発

健康影響に関する調査研究の実施: 甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況を公表した。

安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況: 放射線に関する統一的基础資料を作成した。また、講師(医師、放射線技師、保健師、看護師、保育士、教師等)の育成研修(3回47名)、講師(前同)のフォローアップ研修(2回12名)、保健医療福祉関係者、教育関係者への研修(27回773名)、住民等による車座集会(20回180名)、専門家意見交換会(3回255名)、住民向け説明会(8回185名)を実施した。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○①事故初期の内部被ばく線量の把握として、個人線量評価における仮定、測定条件等を当初計画した数量について集約し、それらの精度および妥当性の評価②個人被ばく線量モニタリング運用マニュアルに必要な情報の収集、③県内のWBCの校正を当初計画の約3倍の台数(11台)について行った。 ○福島県外3県で実施した平成24年度甲状腺結節性疾患有所見率調査において、要精密検査とされた対象者44人全員を対象に追跡調査を行い、同意を得られた31人の精密検査結果等について公表した。 ○安心・リスクコミュニケーション事業として、統一的基础資料を作成するとともに、保健医療福祉関係者、学校関係者等に基礎研修、応用研修、研修講師の育成研修等を当初計画の約2倍の人数(533人)を対象に実施した。さらに住民参加型の集会のプログラムについて開発を行い、実施した。
	施策の分析	平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法が制定され、7月13日に基本方針が定められた。この中で放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進が求められている。 福島県民健康管理調査の前提となる調査研究事業を実施し、以下のような成果と課題の整理ができた。 ○内部被ばく線量の推計については、多くの不確かさ要因があり更なる検証が必要とされている。 ○甲状腺結節性疾患追跡調査事業については、対象者の精密検査結果等について一定程度収集することができたため、当初の目的は達成された。 ○安心・リスクコミュニケーション事業については、科学的知見の充実を図りながら統一的基础資料を関係者に配布して検証を行うとともに、研修対象者に応じた研修内容を考慮して実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度放射線による健康影響等に関する資料の改訂及びコミュニケーターの人材育成に係る研修事業等報告書
---------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名	(※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------	--------	----------	----------	---------